

議案第13号

平成26年度牧之原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度牧之原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数(件数)	15,900件
(2)	年間総配水量	6,935,000m ³
(3)	一日平均配水量	19,000m ³
(4)	主要な建設改良事業 配水施設費	市道静波133号線配水管布設替工事 市道静波129号線配水管布設替工事 市道片浜久保柄線他配水管布設替工事 市道女神時ヶ谷線配水管布設替工事 事業費 245,294千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,096,233千円
第1項 営業収益		1,045,848千円
第2項 営業外収益		50,375千円
第3項 特別利益		10千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,056,996千円
第1項 営業費用		969,156千円
第2項 営業外費用		59,498千円
第3項 特別損失		26,342千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額227,783千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,593千円及び過年度分損益勘定留保資金211,190千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		118,938千円
第1項	企業債		100,000千円
第2項	工事負担金		14,068千円
第3項	固定資産売却収入		10千円
第4項	その他資本的収入		4,860千円
		支	出
第1款	資本的支出		346,721千円
第1項	建設改良費		256,244千円
第2項	企業債償還金		90,477千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 建設改良費
- (2) 限度額 100,000千円
- (3) 起債の方法 普通貸借又は証券発行
- (4) 利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方法で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- (5) 償還の方法 公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定して償還する。ただし、事業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 83,921千円

(たな卸資産購入限度額)
第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,500千円と定める。

平成26年2月26日提出

牧之原市長 西原茂樹